

保険料段階の見直し

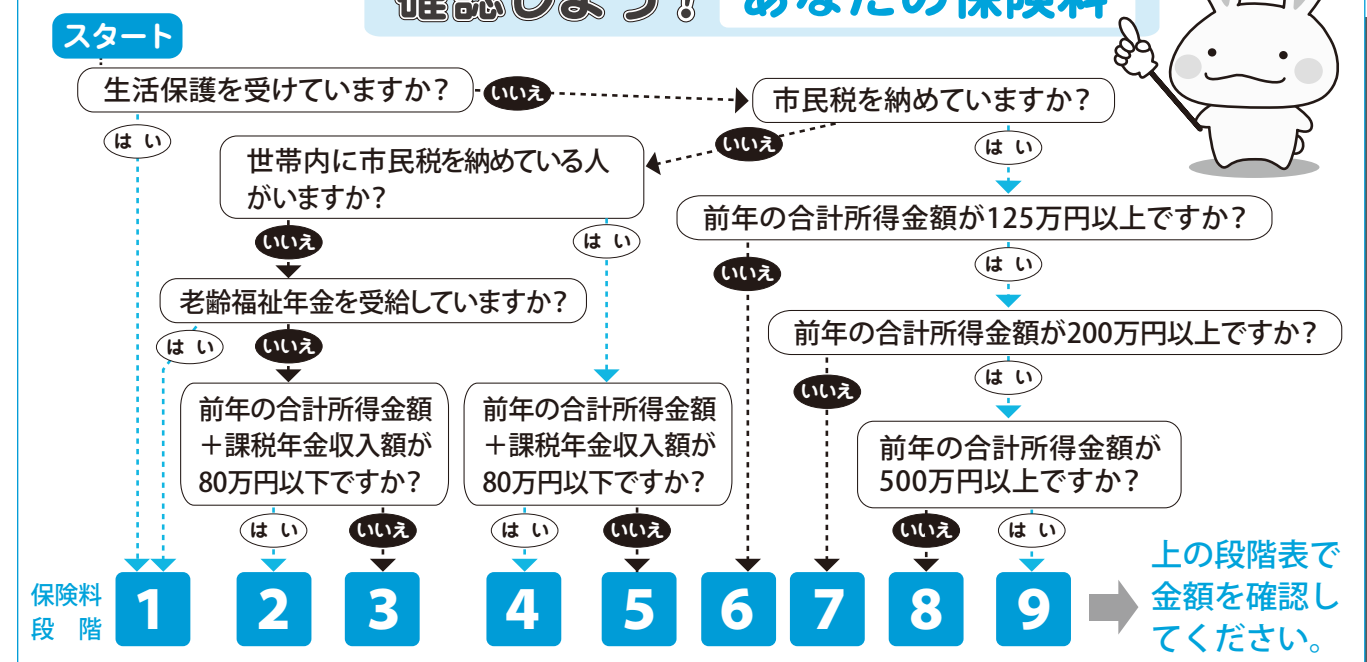
基準額の見直しに併せ、保険料の段階も見直しました。今回の見直しでは、保険料の急激な上昇と低所得者の負担を抑え、かつ保険料の段階を所得に応じてきめ細やかに区分するために、これまでの6段階から9段階に変更しました。

今まで
保険料段階

6段階

段階	対象	保険料率	年間の保険料
1	第1段階 生活保護受給者又は市民税非課税世帯、老齢福祉年金受給者	基準額×0.4	20,100円
2	第2段階 本人が市民税非課税 世帯の方全員が市民税非課税	基準額×0.5	25,200円
3	第3段階 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.75	37,800円
4	第4段階 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×0.85	42,800円
5	第5段階 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	50,400円
6	第6段階 本人が市民税課税 合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	57,900円
7	第7段階 合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	63,000円
8	第8段階 合計所得金額が500万円未満の人	基準額×1.5	75,600円
9	第9段階 合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	88,200円

確認しよう！ あなたの保険料



7月中旬に、介護保険料の通知書が届きます

介護保険料額決定通知書と納入通知書が入っていた方

期限までに市内の金融機関窓口（ゆうちょ銀行は除く）へ納付してください。
※口座振替の手続きをしている方には納入通知書は入っていません。

介護保険料額決定通知書のみの方

年金から介護保険料をいただいています。納付書などで保険料を納める必要はありません。通知書に記載されている保険料額をご確認ください。

減免制度について

介護保険料の通知書に併せて、減免制度についてのご案内も送付します。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

問合せ 介護保険課 ☎ 22-8180

65歳以上の方の 介護保険料 が変わります

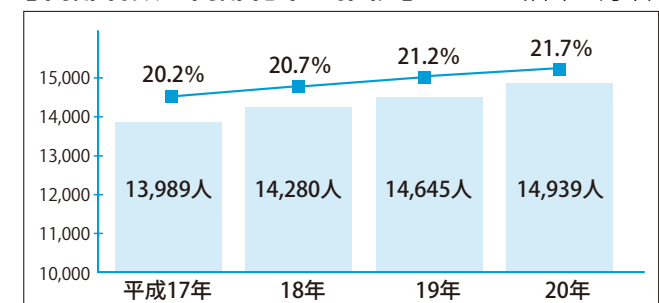
介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。今回、高齢者数や要介護者数の現状などを踏まえ、次の通り保険料が変更となりましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

敦賀市の現状

5人に1人が65歳以上

敦賀市では年々、65歳以上の高齢者の数が増えています。それに伴い、総人口に占める割合（高齢化率）も上がっています。現在、5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

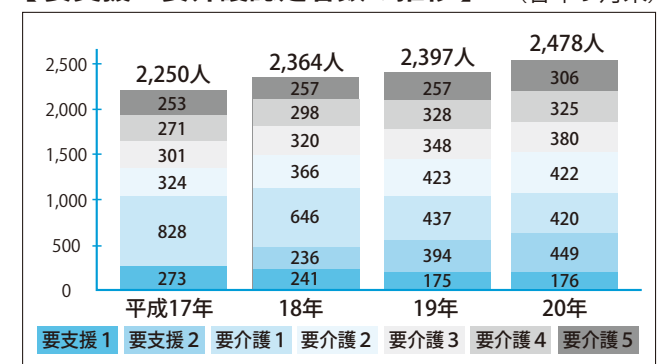
【高齢者数・高齢化率の推移】（各年9月末）



介護サービス費用が増加

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増えています。これにより、介護サービスの利用が増え、サービスにかかる費用も年々増えています。

【要支援・要介護認定者数の推移】（各年9月末）



基準額の見直し

このような市の現状などから、今回、次の通り基準額を変更しました。

今まで

年額 **48,000円**
(月額 4,000円)

今年度から平成23年度まで

年額 **50,400円**
(月額 4,200円)

